

中山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 11,271	千円 4,676,668	千円 273,755	千円 778,821	% 16.7	% 15.3

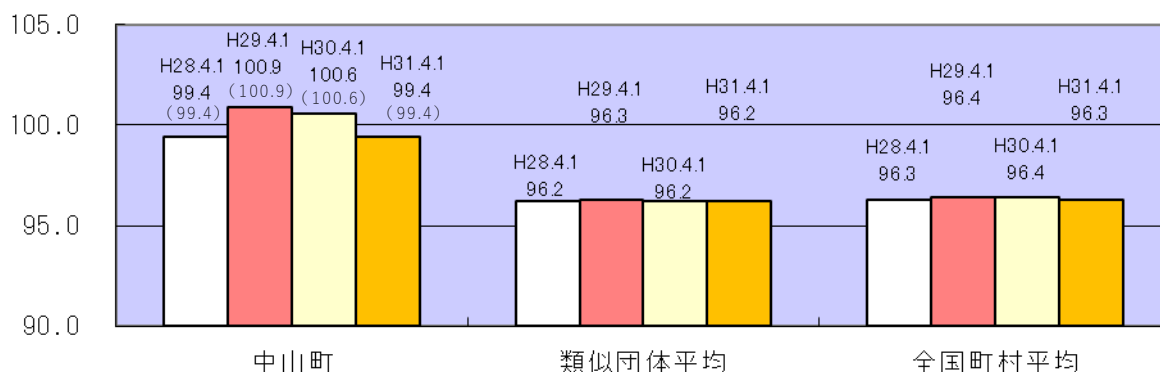
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 92	千円 318,064	千円 35,471	千円 120,298	千円 473,833	千円 5,150	千円 5,515

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、

②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 実施済み（平成27年4月1日実施）

平成30年3月31日まで経過措置を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(5) 特記事項

令和元年度は次の給与抑制措置を実施している。

- ・ 特別職等の給料削減（町長 10%、副町長 5%、教育長 3%）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中山町	40.3歳	302,496円	339,040円	325,213円
山形県	44.0歳	339,200円	420,300円	367,200円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.3歳	302,709円	358,865円	325,904円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
中山町	49.9歳	5人	352,940円	386,250円	382,857円
うち 自動車運転手	*	2人	*	*	*
うち 用務員	52.4歳	3人	367,333円	403,279円	404,583円
山形県	50.7歳	486人	337,600円	379,900円	356,400円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円
類似団体	51.5歳	6人	283,039円	303,329円	290,930円

区 分	民 間			参 考 A / B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中山町	—	—	—	—
うち 自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	58.1歳	194,600円	*
うち 用務員	用務員	55.6歳	211,600円	1.91
区 分	参 考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D	
中山町	—	—	—	
うち 自動車運転手	*	2,584,200円	*	
うち 用務員	6,699,450円	2,883,400円	2.32	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 28 年度～30 年度の 3 か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12

倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「*」としている。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		中山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	183,600円	183,600円	180,700円
	高校卒	150,800円	150,800円	148,600円
技能労務職	高校卒	147,800円	146,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	261,700円	315,133円	375,150円	391,750円
	高校卒	227,367円	*	*	*
技能労務職	高校卒	—	*	—	—

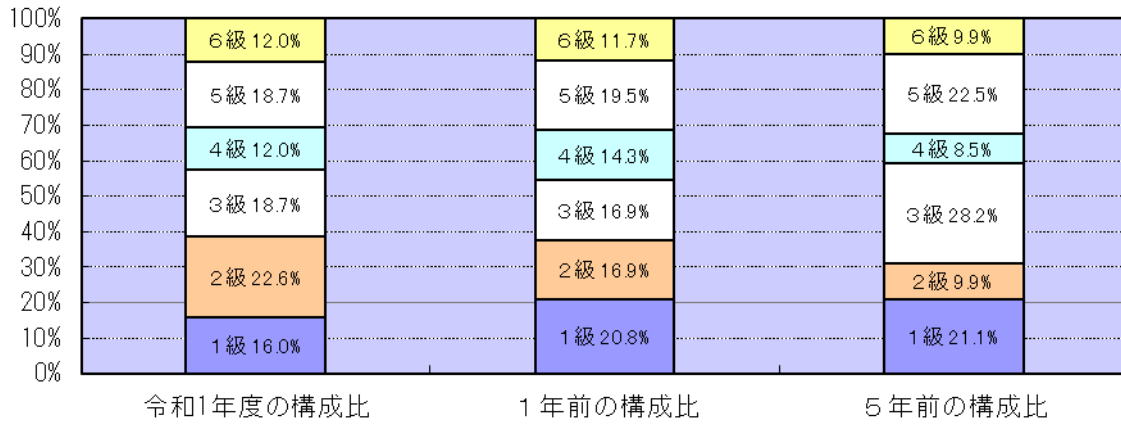
- (注) 1 「—」は、対象となる職員がないことを示す。
- 2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「*」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

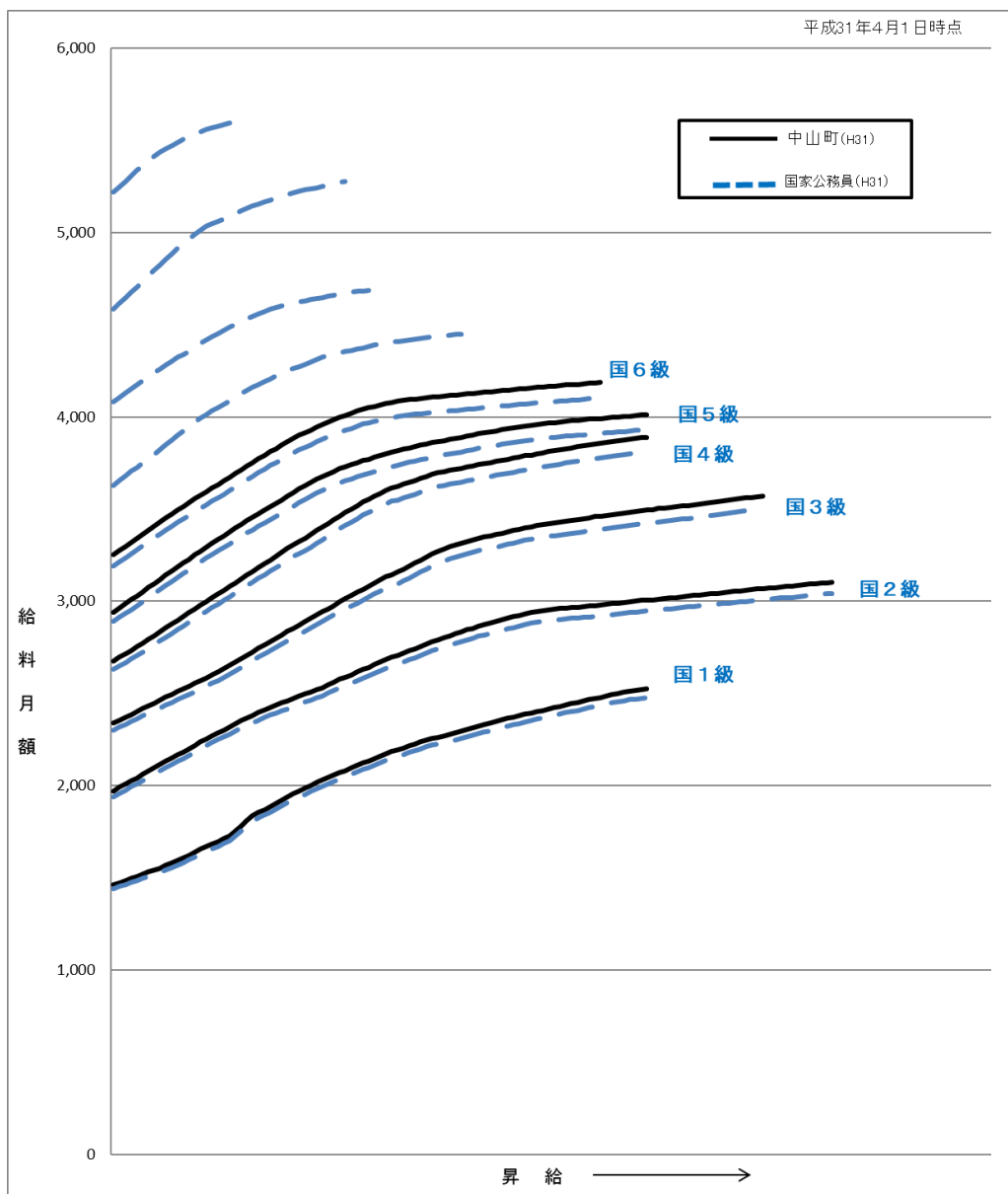
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師	12人	16.00%	146,200円	252,300円
2級	主任	17人	22.66%	197,100円	310,300円
3級	主査	14人	18.67%	233,900円	357,200円
4級	専門員	9人	12.00%	267,500円	388,900円
5級	統括	14人	18.67%	294,000円	401,100円
6級	課長・事務局長	9人	12.00%	325,200円	418,600円

- (注) 1 中山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（中山町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中山町	山形県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,303千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,713千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.8月分 (1.4)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.8月分 (1.4)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（中山町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		中 山 町		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支 給 率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
退職時の特別昇給		-		-	
1人当たり平均支給額		21,708 千円		-	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在） 支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在） 支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	11,725千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	125千円
支給実績（平成29年度決算）	19,325千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	199千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

各種選挙関連の時間外勤務手当を含む（平成29年度…衆議院議員総選挙、平成30年度…町長選挙、県議会議員選挙）。

(6) その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円 ○一般の扶養親族 子 10,000 円、 父母等 6,500 円 *満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から、 満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日まで の間にある子がいる場合 1 人当たり 5,000 円 加算	同じ		10,136 千円	241,813 円
住居手当	○借家 限度額 27,000 円	同じ		4,132 千円	306,104 円
通勤手当	○交通機関利用者 運賃等相当額 (1 月当たり限度額 55,000 円) ○交通用具使用者 片道 2km 以上の者に、使用距離により支給 (1 月当たり限度額 24,500 円)	異なる	交通用具(自動車等)使用者に対する支給額が、通勤距離の区分に応じ、国よりも月額 100 円から 7,100 円少ない	3,275 千円	49,378 円

管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額10%	異なる	国は給料表別、 職務の級別、 区分別に定額支給	4,828千円	482,895円
寒冷地手当	○扶養親族のある世帯主である職員 17,800円 ○扶養親族のない世帯主である職員 10,200円 ○世帯主でない職員 7,360円	同じ		5,628千円	61,855円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町 長	738,000円 (820,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000円/518,000円
	副町長	603,250円 (635,000円)	680,000円/510,000円
	教育長	567,450円 (585,000円)	-
報酬	議 長	310,000円	354,000円/247,000円
	副議長	255,000円	306,000円/193,000円
	議 員	240,000円	288,000円/175,000円
期末手当	町 長	(令和元年度支給割合)	6月: 1.6月分 12月: 1.6月分 計: 3.2月分
	副町長		
	教育長		
	議 長		
	副議長		
通勤手当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副町長		
	教育長		
寒冷地手当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副町長		
	教育長		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額(820,000円) × 在職月数 × 0.567 (1期の手当額) 22,317,120円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	副町長	(算定方式) 給料月額(635,000円) × 在職月数 × 0.331 (1期の手当額) 10,088,880円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	教育長	算定方式) 給料月額(585,000円) × 在職月数 × 0.236 (1期の手当額) 6,626,880円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

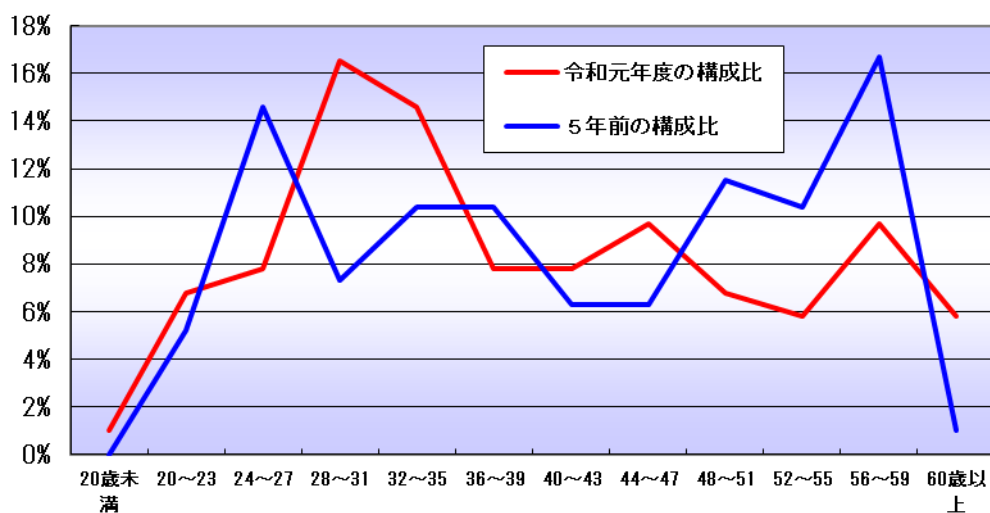
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

部門	区分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
			令和元年度	平成30年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	29	28	1	育児休業取得職員等のための欠員補充
		税務	9	8	1	欠員補充
		農林水産	7	7	0	
		商工	2	2	0	
		土木	4	5	-1	欠員不補充
		民生	14	18	-4	育児休業取得職員、保育士退職の不補充
		衛生	8	7	1	担当部署の一元化
		小計	75	77	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 66.54人 (類似団体人口1万当たり職員数 85.82人)
	教育部門	16	15	1	業務増加による補充	
小計	91	92	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 80.74人 (類似団体人口1万当たり職員数 104.40人)		
公営企業等 会計部門	国保	4	4	0		
	下水道	3	3	0		
	介護保険	5	5	0		
	小計	12	12	0		
合計		103 [104]	104 [104]	-1	令和元年度は育児休業取得者3名、再任用職員6名を含む。	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含まない。)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	7	8	17	15	8	8	10	7	6	10	6	103

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	70	72	73	78	77	75	5(+7.1%)
教育	16	17	15	15	15	16	0(0%)
普通会計	86	89	88	93	92	91	5(+5.8%)
公営企業等 会計	10	11	12	13	12	12	2(+20.0%)
総合計	96	100	100	106	104	103	7(+7.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。